

口座振込申請書（様式１）の記入要領

- 1 様式１で申請できる振込口座は、技能検定委員、補佐員、事務補助員及びアルバイトとして従事いただいた方の本人名義の口座となります。本人名義以外の法人名義口座へお振込みする場合は、様式２にて申請してください。
- 2 謝金は、給与の支払として、個人所得となります。所得税は源泉徴収され、源泉徴収票が作成されます。また、申請書に記入いただいた自宅住所が所在する各市区町村へ、給与支払報告書を提出いたします。ただし、旅費のみを支給される場合は、実費弁償として処理しますので源泉徴収の対象とはなりません。
- 3 振込口座確認書類貼付欄に貼付けされた資料と記載内容に相違ないか提出前に必ずご確認ください。
 - ア 振込用の「店名・預金種目・口座番号」に誤りがあると、振込先に入金されず、組み戻しなどの手続や所定の手数料がかかります。その場合は、受取人に手数料をご負担いただきますので、記入の際はご注意ください。
 - イ 誤った口座へ振込された場合は、取消しはできませんのでご注意ください。
 - ウ 預金種目等がご不明な場合は、お手数ですが金融機関へお尋ねください。
 - エ ゆうちょ銀行の場合は、店名・預金種目・口座番号の表示が異なる場合もあります。ゆうちょ銀行へ振り込みを希望される場合は、「振込用」の「店名・預金種目・口座番号」の記入が必要になりますので、ご注意ください。

（記入例）

振込できる場合 ⇒ 一九八支店 普通0123456

振込できない場合 ⇒ 11960－1234561

※ゆうちょ銀行間の送金で利用されている「記号（５桁）」「番号（８桁以下）」では、振り込みすることができません。

- 4 裏面の振込口座確認書類貼付欄へ通帳等の貼付がない場合は、受付できません。口座振込申請書へ内容の記載及び振込口座確認書類貼付欄へ通帳等の貼付がされていることが必要です。
- 5 押印された申請書の原本が必要になります。必ず郵送等で協会までご提出ください。
- 6 口座振込申請書の申請内容に変更が生じた場合は、提出区分を「変更」として速やかに協会まで再提出してください。
- 7 口座振込申請書は、技能検定実施における謝金及び旅費を振込する以外の目的では利用しません。

問い合わせ先

岡山県職業能力開発協会 技能振興課

TEL：086-225-1547 FAX：086-234-1806